

---

# ブレトン・ウッズ体制の形成と変容

## 世界金融危機と「埋め込まれた自由主義」の行方

古城 佳子

Kojo Yoshiko

---

### はじめに 問題の所在

アメリカにおけるサブ・プライムローン問題を背景に、昨年のリーマン・ショックにより顕在化した金融危機の影響は、世界各国に広がり、世界は「100年に一度の危機」(グリーンズパン前連邦準備制度理事会〔FRB〕議長)とまで呼ばれる景気後退に陥った。このような危機に対し、先進7カ国財務省・中央銀行総裁会議(G7)、G20金融サミット、金融安定化フォーラム(FSF)などの多国間の枠組みでの協議が相次いで行なわれ、そこでは、保護主義の台頭の阻止、国家間のマクロ経済政策の協調(政策協調)の重視、民間金融機関の規制の必要性などが合意された。

1920年代の世界恐慌では、世界各国は世界恐慌発生後、協調的な対応をとることができなかった。この対応の失敗が、各国の近隣窮乏化政策という一国主義的な政策を助長し世界経済の悪化をもたらした。協調的に対応できなかったことが、第2次世界大戦を引き起こした要因のひとつだったことを考えると、今回の危機への対応は、世界恐慌から得た教訓を各国が生かせたと評価できよう。このことから、世界恐慌に始まる1930年代の経済政策に対する反省に基づき構築された戦後国際経済体制(ブレトン・ウッズ体制)は、協調的な対応が重要であるという認識を各国間で共有させる機能を果たしてきたと言える。しかし、現在の国際経済体制は、世界金融危機を防ぐことはできなかった。

本稿では、戦後、ブレトン・ウッズ体制がどのような特徴をもつ国際経済体制として構築され、また、戦後の世界経済の拡大にともないどのように変容してきたのかを考察したうえで、今回の危機において国際経済体制のどのような課題が浮かび上がったのかを検討することにしたい。

### 1 「埋め込まれた自由主義」とブレトン・ウッズ体制

#### (1) 「埋め込まれた自由主義」とは何か

第2次世界大戦後の国際経済体制、すなわち、ブレトン・ウッズ体制は、戦間期からの教訓として世界経済の安定が平和な国際関係には不可欠であるとの認識に基づき、主として英米二国の主導により構築された。特に、市場を中心とした自由主義経済は、国際関係において各国に共通の利益を生むとされる点で、戦後国際経済の原則となった。では、どのような特徴をもつ自由主義経済体制であったのであろうか。

ラギー (John G. Ruggie) は、戦後構築された自由主義経済体制を「埋め込まれた自由主義 (embedded liberalism)」という概念によって説明した。本稿では、この概念を検討することによって、ブレトン・ウッズ体制の特徴と変容を考察したい<sup>(1)</sup>。ラギーは、カール・ポラニーの『大転換』<sup>(2)</sup>にある「社会に埋め込まれた (embedded) 経済」という見方に強い示唆を受け、第2次世界大戦後の自由主義経済体制は、戦後社会に埋め込まれた自由主義経済であり、同じ自由主義と言っても、政府が作り上げた19世紀のレッセ・フェールの正統的自由主義 (international liberalism of the orthodox kind) とは異なるものとして区別した<sup>(3)</sup>。

戦後の「埋め込まれた自由主義」は、戦間期の大恐慌以後の各国国内社会の混乱やブロック経済化に対する反省から生まれた2つの課題、すなわち、国際経済秩序の安定と国内における経済成長と雇用の確保などの保証、を満たすものとして特徴づけられる。つまり、「埋め込まれた自由主義」の中核には、第一に、1930年代の経済ナショナリズムと異なり、国際経済関係においては多国間 (multilateral) の枠組みを重視すること、第二に、金本位制と自由貿易という1930年代の自由主義と異なり、その多国間主義 (multilateralism) は国内市場への政府の介入を前提とすること、が据えられていた。

第2次世界大戦後、各国が抱える国内社会の課題は、経済の回復、雇用の確保、インフレの抑制など共通したものであったが、それぞれの社会は固有の問題を抱えており、社会からの要請もさまざまであった。したがって、各国は、対外的には各国の経済成長を支える多国間の自由貿易体制を支持しつつ、国内的には、それぞれの政治状況、経済状況、社会的要請に応じて、市場への介入を行なったのである。19世紀の正統的な自由主義経済体制では、各国政府は、国際的に自由主義経済の規範を維持するために、時には国内政策の変更も余儀なくされ、国内での政府の市場への介入は自由主義を阻害すると考えられ、自由放任が支持された。これに対し、ブレトン・ウッズ体制は、国際的な規範 (多国間主義の維持) と国内政策の自律性 (雇用の確保や経済成長を目的とする) との間の相剋を、政府の国内市場への介入を認めることによって回避するとする妥協の産物として構築されたと言えよう<sup>(4)</sup>。

## (2) 戦後の貿易・通貨体制 IMF-GATT体制

次に、「埋め込まれた自由主義」の特徴は、戦後の国際経済体制のどのような仕組みに具体化されているのかをみてみよう。

ブレトン・ウッズ体制は、IMF-GATT体制とも呼ばれるように、主として、国際通貨基金 (IMF) を中心とする国際通貨体制と、関税と貿易に関する一般協定 (GATT) を中心とする国際貿易体制とからなる。ブレトン・ウッズ体制の形成には、アメリカとイギリスとの間の協議が大きな影響を与えた。国際秩序の安定を重視し自由主義経済体制を多国間で推進することを支持するアメリカと、国内の雇用の確保をより優先し、特惠関税システムや二国間貿易を擁護するイギリスとの間には意見の対立があった。

イギリスでは、戦後国際経済体制の協議に参加したケインズによる政府の有効需要創出を重視する考え方が強く影響を与え、イギリス国内でも国際秩序の安定よりも国内の経済的・社会的要請への対応が支持を得ていた。他方、アメリカでは、無差別を原則とする自

由貿易体制の構築が戦後国際秩序の安定に不可欠であると主張するハル（Cordell Hull）が長官を務める国務省と、国内経済の安定を重視するモーゲンソー（Henry Morgenthau）やホワイト（Harry Dexter White）を中心とする財務省との間に見解の相違があった。アメリカの国務省とイギリス政府との間に見解の相違はあったものの、英米の財務省の間での合意、すなわち、国際経済秩序の安定と国内での雇用の確保とを両立させる妥協が必要であるとの合意が、結局、ブレトン・ウッズ協定締結の基礎となった<sup>(5)</sup>。

#### 国際通貨体制

国際通貨体制に関しては、IMF協定第1条にあるように、国際的通貨協力の推進、国際貿易の拡大とバランスのとれた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、国際収支上の困難に陥っている加盟国への資金の提供が目的として掲げられた<sup>(6)</sup>。アメリカが主張した、国内政策を国際的安定に振り向ける金本位制のような堅い制度の構築は避けられ、アメリカのドルに金との兌換性をもたせ、各国通貨をドルに固定させる金為替本位制と言うべきより緩やかな通貨制度が構築された。

国際的な通貨関係の安定を脅かした1930年代の通貨切り下げ競争は、各国が国内政策を優先した場合、自国の国際収支の赤字を是正するためには、対外的には為替レートの切り下げに訴える誘因が存在することを示すものであった。そこで、IMFでは固定為替相場制が採用され、原則として為替レートの変更は認められず、国際収支の不均衡は、各国の国内政策によって是正するものと定められた。また、その是正方法が国内経済の均衡（雇用の確保、物価の安定、経済の成長）を著しく阻害しないようにするために、IMFが赤字国に融資を行なう仕組みが整えられた。赤字国には、融資を梃子に自国経済の立て直しが求められたのである。

ただし、為替レートの変更の余地もIMF協定では残されていた。IMF協定では、国際収支の不均衡は、「基礎的不均衡（fundamental disequilibrium）」と一時的な不均衡とに分けられ、「基礎的不均衡」に陥った国には、為替レートの変更が認められるとされた。

「基礎的不均衡」とは、IMFによって正式に定義されなかったものの、政府が、国内のインフレや雇用を悪化させることなく適当な期間内で是正することができない不均衡とみなされた。この「基礎的不均衡」という概念が、曖昧であるにもかかわらずIMF協定に挿入されたのは、国際通貨体制の安定のために為替レート変更に関して厳格な国際的ルールの設定を望むアメリカと、国内経済の均衡を保証するには為替レート変更の余地を認めることを主張したイギリスとの間の妥協の結果と言えよう。すなわち、各国政府は、「基礎的不均衡」を主張すれば、為替レートの変更を行なうことができたのである。実際、日米二国を除いた先進諸国は、固定相場制下で為替レートの変更を行なった。

また、自由主義経済体制とは言うものの、固定相場制の採用とともに、資本移動は規制された。IMF協定では、各国が資本規制を行なうことを認めた。資本移動は国際通貨関係を不安定化する要因となりうると考えられたためである。すなわち、マンデル＝フレミングの定理に従えば、ブレトン・ウッズ体制では、為替の安定と金融政策の自律性を優先し、資本移動の規制を行なったと言えよう。

## 貿易体制

貿易体制の構築においては、1930年代に行なわれた関税引き上げ競争、ブロック経済という一国主義的な政策の回避が最重要課題であった。貿易においても、国際通貨体制と同様、多国間での自由貿易体制の維持と国内政策の自律性の確保の両立が検討された。GATTの前文に「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を進展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきである」と述べられているように、自由貿易では、完全雇用と所得の増加が重視されていたことがわかる。アメリカは、1945年に「世界貿易及び雇用の拡大に関する提案」を行ない、自由貿易体制を確立するために国際貿易機構（ITO: International Trade Organization）を設立し、多国間での関税引き下げ交渉の実施を主張した<sup>(7)</sup>。

この提案に基づき主要国間で交渉が重ねられた結果、1948年にはハバナ憲章が53カ国によって調印された。ハバナ憲章では、関税、雇用等について厳格な規定が盛り込まれ、無差別を原則とする自由貿易体制の実施機関としてITOの設立が規定された。ITOの設立提案には、アメリカ国務省の意向が強く反映していたと言われる<sup>(8)</sup>。

しかし、ITOを主導してきたアメリカ国内では、保護主義的な傾向が強まっており、厳格な自由貿易ルール of 国際的な設定は、アメリカ国内産業の発展を阻害する危険性があるととらえられ、上院では承認されず、アメリカはハバナ憲章を批准することができなかった。また、かねてから、イギリス連邦特惠関税制度の維持や国内産業保護のための輸入制限措置の必要性を主張していたイギリスでも、批准されなかった。

この二国の批准失敗にみられるように、ハバナ憲章は各国で国内からの批判に遭い、ハバナ憲章を批准したのは、わずか2カ国にすぎなかった。このITO失敗の経緯は、第2次世界大戦直後、厳格な自由貿易の国際的ルール制定に対して国内社会からの反発がいかに強かったかを示すものであった。

ITOに代わって暫定的な措置としてのGATTが国際貿易体制の中心となった。GATTでは、最恵国待遇と内国民待遇の原則、数量制限の原則的禁止、関税の段階的な引き下げなどがルールとして規定されたが、この規定には、各国の国内均衡を阻害しないようにするための例外規定が設けられた。

セーフガード（緊急輸入制限）措置（19条）が規定され、貿易自由化により輸入が急増し、同種の産品を生産する国内産業に損害が発生した場合には、緊急避難として関税の引き上げや輸入数量制限措置をとることが認められた。農産物については、多くの国が農業の保護を行なっているために、条件付きで輸出入の制限措置（第11条）や輸出補助金（第16条）を認めるという例外的な規定が盛り込まれた。また、国際収支の悪化を防ぐのに必要な場合には、条件付きで輸入数量制限措置をとることができるとされた（第12、18条）。さらに、最恵国待遇原則の例外として、特定のGATT加盟国間において関税同盟および自由貿易地域を設立することによる経済統合が認められた（第24条）。

以上のように、GATTは、ITOに比べ、無差別で多角的な自由貿易のルールに対して多

くの例外措置を盛り込んだものであり、この例外措置が設けられたからこそ、批准されたと言えよう。

### (3) 「埋め込まれた自由主義」の前提

戦後、「埋め込まれた自由主義」が可能となった背景として、3つの要因が挙げられる。ひとつは、圧倒的なアメリカの経済力であった。アメリカは、キンドルバーガー（Charles P. Kindleberger）が指摘するように、世界恐慌後の対応を主導する能力があったにもかかわらず、リーダーシップを発揮することはなかった<sup>(9)</sup>。この反省から、戦後の自由主義経済体制の構築を、その圧倒的な経済力に基づいて促進したのである。固定相場制もアメリカの膨大な金保有がなければ成り立たなかった制度である。また、自由主義経済体制を軌道に乗せるために必要なヨーロッパや日本の経済復興を、その資金力により支えたのである。

第二に、国内経済と国際経済は、国境における障壁により分離可能であったことである。自由貿易は、まず工業製品の関税の引き下げから始められたことからわかるように、貿易障壁は多くの分野で依然として存在しており、資本の移動は国境で制限されていた。したがって、政府は国境によって国際経済からの影響を抑制し国内の経済主体を制御することができたうえ、政府による市場への介入は、国内経済の目標を達成するうえでは効果を発揮した。

第三に、冷戦の勃発である。冷戦の勃発により、ブレトン・ウッズ体制は、西側陣営の経済体制となった。西側諸国間の安全保障における緊密な関係は、ブレトン・ウッズ体制を支える協力の基盤を提供した。この協力の基盤は、ブレトン・ウッズ体制が揺らぎつつも多国間主義を維持するのに貢献したのである<sup>(10)</sup>。

しかし、このような3つの前提は、国際経済関係が活発化するにともない、また、国際政治の変動にともない、現在に至るまでに次第に揺らいできたと言えよう。

## 2 ブレトン・ウッズ体制の変容

### (1) 変動相場制への移行

1970年代の変動相場制への移行は、ブレトン・ウッズ体制の大きな変化のひとつであり、これをブレトン・ウッズ体制の崩壊とする解釈も多く存在する。1960年代半ばからの固定相場制の動揺は、アメリカが大幅な国際収支赤字を是正することができなかつたために引き起こされた。このことから明らかになったことは、アメリカの圧倒的な経済力が相対的に低下するなかで、各国が国内政策の自律性を優先しようとする、国際通貨体制を不安定化させるということであった。言い換えれば、国際通貨体制のルールを遵守しようとする政府は国内政策の自律性を失ってしまうことになる。

このように固定相場制下では、「埋め込まれた自由主義」の妥協が成立しえない事態となったのである。したがって、変動相場制に移行した時点では、変動相場制下では、国際収支の不均衡是正は自由な為替市場のメカニズムによって調整されることが期待されたのである。政府は不均衡是正のために国内政策を割り当てる必要がなくなるものと想定された。すなわち、変動相場制下では、国際経済秩序の安定と政府の国内経済政策についての自律

性が再び両立するものと考えられたのである。

しかし、1980年代以降の通貨をめぐる状況は、変動相場制への期待を裏切るものであった。国際収支の不均衡の調整は、為替市場のメカニズムを通して行なわれると想定されていたが、アメリカの赤字に対し日本とドイツの黒字が恒常的に続くという状況が続いた。アメリカのドル高が続いたため、変動相場制下では為替レートは経済のファンダメンタルズを反映しないことが明らかになった。

1980年代の後半になると、このような状況は変動相場制の欠陥によるものであり、国際通貨体制の安定を、各国のマクロ経済政策を協調させることによって実現しようとする政策協調が行なわれた。ボン・サミットやプラザ合意は、その例であった<sup>(11)</sup>。

### (2) 資本移動の自由化の促進

ブレトン・ウッズ体制では資本移動が規制されていたことは前述したが、貿易の拡大とともに資本移動の自由化を求める声が強くなった。1960年代にはユーロダラー市場ができ、資本移動の自由化が次第に行なわれるようになった。固定相場制の崩壊の背景には、増加し始めた資本移動があった。

資本移動の自由化が急速に進められたのは、1980年代後半以降である。特に、短期資本の移動は、各国が金融緩和政策をとるとともに大幅に増大した。ブレトン・ウッズ体制構築時には、国際経済の不安定化要因とみなされ制限されていた短期資本の移動であるが、国際経済が拡大するにつれ、資本の効率的な配分という点から自由化が支持されるに至った。資本移動が自由化した状況では、為替の安定が金融政策の自律性のどちらかは実現できないことになる。変動相場制下では、為替レートの固定性より金融政策の自律性が優先されたにもかかわらず、1980年代以降の政策協調の要請は、各国経済が金融面での相互依存関係を深めた状況では、為替の安定にとってマクロ経済政策の協調が必要であり、場合によっては為替市場への協調介入が望ましいとされた。

このように、資本移動が増大した状況では、国際経済秩序の安定のために国内政策を動員することが要請されることとなったのである。対外協調のための国内政策の動員は、しばしば国内の経済目標と合致しない事態を引き起こされた。例えば、1980年代の政策協調では、国際収支黒字国である日本に対し、拡張的な財政政策が国外から求められたが、この要請は、財政赤字の是正という日本の国内の経済目標とは相容れないものであった。

### (3) 例外的措置の自由化促進と新たな動向

貿易体制においては、GATT体制の下、国際貿易は拡大し続けており、自由貿易体制は強化されてきた。当初の目的であった工業製品の関税引き下げについては、ウルグアイ・ラウンドまでには、先進諸国で平均関税率を40%から4%にまで大幅に引き下げること成功した。GATT設立時に規定された自由貿易の例外措置についても、ウルグアイ・ラウンドの締結時までには、多くの点で、自由貿易を強化する方向で国際的ルールを規定することが合意された。

セーフガードについては、発動の手続き、条件の精緻化が図られ、選択的適用は認められないことになった。農産物については、輸入数量制限等の非関税障壁を、原則としてす

べて関税化するなど、農業の自由化も進められている。GATT設立時には除外されていたサービス、知的財産権などについても、一定のルールが制定された。また、ウルグアイ・ラウンドの結果、1995年には世界貿易機関（WTO）が設立され、自由貿易の制度化は進められた。

このような自由化強化の動きにともない、自由貿易体制に反するような動向もしばしば現われた。ひとつは、輸出補助金や税制上の優遇措置等の国内産業の保護を目指した新保護主義とも言える政策である。輸出自主規制や市場秩序維持協定は、日米貿易摩擦の激化にともない、しばしばアメリカから要求されたが、これらは市場介入型の政策であった。さらに、一方的制裁措置を盛り込んだアメリカの通商政策は、1990年代には戦略的な貿易政策へと発展した<sup>(12)</sup>。このような政策の台頭は、自由化強化の影響を受けた国内産業からの要請に政府が対応を迫られた結果である。

さらに、1980年代後半以降顕著になったのが、欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）の成立にみられるように、経済的な地域主義の発展である。また、1990年代には、自由貿易協定（FTA）が多数締結されるようになった。GATTの規定では、最恵国待遇の例外として条件付きで、関税同盟と自由貿易地域が認められているが、これらの動向については、自由貿易体制における無差別、多角的な原則との整合性が問われている。

### 3 冷戦後の国際経済体制と「埋め込まれた自由主義」の行方

冷戦が終結したことにより、国際自由主義経済体制はグローバルな国際経済体制へと発展を遂げることとなった。IMFやWTOへの加盟国は増加したばかりでなく、中国といった社会主義国まで加盟し、加盟国の多様性も増した。これにより、市場を中心とした経済活動の自由化は世界的な規模で進められるようになった。このような新たな状況に加え、金融の自由化の進展にともない短期資本の移動は増加の一途をたどり、経済活動も多国籍企業や金融機関、機関投資家、個人投資家等、ますます多様な主体に担われるようになった<sup>(13)</sup>。

このような状況は、戦後の「埋め込まれた自由主義」が前提としていた前述した3つの前提が消滅しつつあることを示している。アメリカの世界経済における優位は変わらないものの、かつての圧倒的優位性は失われた。ドルの基軸通貨体制は維持されているものの、アメリカはしばしば財政赤字と経常収支赤字に直面するようになり、その是正を他国に迫ることは難しくなってきた<sup>(14)</sup>。また、冷戦の終結により、自由主義が国際経済体制の原則と位置づけられたにもかかわらず、安全保障における枠組みの変化により、アメリカを中心とする自由主義体制を支えてきた先進諸国の協力の基盤は揺らいできている。さらに、経済のグローバル化は、国際経済と国内経済との垣根をとりはらう方向に作用したため、各国の経済政策は他国の経済政策から影響を受けるようになり、対外経済政策と国内経済政策を区別することは困難になった。

このような状況で「埋め込まれた自由主義」が目指した、国際自由主義経済体制の安定と国内経済目標の実現の両立を果たすことは、各国政府にとって困難になりつつある。す

なわち、ブレトン・ウッズ体制では、多国間自由主義経済体制を維持するために発生する国内での負担は、政府の政策により解消することが想定されていた。政府がある程度市場（経済活動の主体である企業や個人など）を制御し、負担がかかる主体や分野に補償的措置を施すことができたからである。しかし、グローバル化が進むにつれ、国際経済体制の安定のために要請される政策が国内目標と合致しない状況が現われるようになったことに加え、政府が市場に介入しても市場を制御することが難しくなり、政府にとって2つの課題を両立する有効な政策の選択肢は狭まっている。

今回の世界経済危機は、このような課題を顕在化させた。危機後に各国政府に求められた役割は、国家間の政策協調の推進、国内における保護主義の台頭の阻止、民間金融機関の規制、IMFなどの既存の国際経済組織の改革などである。歴史的な景気の落ち込みに直面した各国にとって、景気回復、雇用の確保が最大の課題となっている状況で、上述した国際的な課題にどの程度国内政策を振り向けることができるのか、各国は大枠では合意したものの、現時点では、具体的な国際協調政策の中身は依然として不透明である。

国際経済秩序の維持は、国内経済目標を犠牲にして成り立たせることはできない。両立が困難な場合、国際経済体制の正当性の低下を引き起こしかねない。IMFやWTOに対する批判が1990年代後半以降、大きくなったことは、このことを示している。2つの課題の両立を可能にした「埋め込まれた自由主義」の前提が崩れている現在、国際経済秩序の維持と国内経済目標との両立はどのように行なわれるのであろうか。第一に、多国間の自由化は、各国の国内目標と調整する形で進めていかざるをえないであろう。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）などの途上国を含む多様な国家からなる国際経済体制において、この作業はますます労力がかかるものとなっている。さらに、政府が市場の主体である民間企業の行き過ぎた経済活動を規制する仕組みを構築することも必要であろう。国家の産業競争力の向上のために規制緩和と自由化を進めてきた政府であるが、民間金融機関の規制など、市場を制御する役割は果たさなければ、国際経済体制の安定を得ることは難しい。

「埋め込まれた自由主義」の前提が崩れたことにより、各国政府の政策が内向きなものになる可能性は排除できないが、ブレトン・ウッズ体制が目指した国際経済秩序の安定は多国間協調によらなければ成り立たない。「埋め込まれた自由主義」が崩れ去るのか、あるいは、「埋め込まれた自由主義」が目指した国際的要請と国内的な要請を両立させる新たな仕組みが構築されるのかは、各国政府に課せられた今後の大きな課題と言えよう。

- (1) この部分については、古城佳子「戦後国際経済体制の変容と『埋め込まれた自由主義』」『外交時報』第1321号（1995年9月号、27-37ページ）を加筆修正した。
- (2) Karl Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Originis of Our Time*, Boston: Beacon Press, 1944（邦訳＝吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換』、東洋経済新報社、1975年）。
- (3) John Gerard Ruggie, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order," *International Organization*, Vol. 36, No. 2 (1982) pp. 379-415. ラギーによる「埋め込まれた自由主義」も含めたアメリカと国際秩序の関係については、John Gerard Ruggie, *Winning the*



- Peace: America and World Order in the New Era*, Columbia University Press, 1996 (邦訳 = 小野塚佳光・前田幸男訳『平和を勝ち取る』、岩波書店、2009年)
- (4) Ruggie, 1982, pp. 385–387.
- (5) G. John Ikenberry, “The Political Origins of Bretton Woods,” Michael D. Bordo and Barry Eichengreen, eds., *A Retrospective on the Bretton Woods System: Lessons for International Monetary Reform*, Chicago: University of Chicago Press, 1993, pp. 155–156; *After Victory: Institutions, Strategic Restraint, and the Rebuilding of Order After Major Wars*, Princeton University Press, 2001 (邦訳 = 鈴木康雄訳『アフター・ヴィクトリー 戦後構築の論理と行動』、NTT出版、2004年) 第6章。
- (6) IMFについては、ローレンス・J・マッキラン、ピーター・C・モントゴメリー編(森川公隆監訳)『IMF改廃論争の論点』、東洋経済新報社、2000年、通貨体制の経緯については、Barry Eichengreen, *Globalizing Capital: A History of the International Monetary System*, Princeton: Princeton University Press, 2008.
- (7) 貿易体制の変容については、John H. Barton, Judith L. Goldstein, Timothy E. Josling, and Richard H. Steinberg, *The Evolution of the Trade Regime*, Princeton: Princeton University Press, 2006.
- (8) Barton, et. al., pp. 33–35.
- (9) Charles Kindleberger, “Dominance and Leadership in the International Economy,” *International Studies Quarterly*, Vol. 25, No. 2 (1981) pp. 242–254.
- (10) この点についての理論的分析は、Joanne Gowa, “Bipolarity, Multipolarity, and Free Trade,” *American Political Science Review*, Vol. 83, No. 1 (1989) pp. 135–146.
- (11) 政策協調と国内政治との関係は、Robert D. Putnam, “Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games,” *International Organization*, Vol. 42, No. 2 (1988) pp. 427–460.
- (12) アメリカ通商法の、301条、スーパー301条、スペシャル301条などの一方的措置は、WTOの規定と抵触するものとみなされている。
- (13) Robert Gilpin, *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century*, Princeton: Princeton University Press, 2000 (邦訳 = 古城佳子訳『グローバル資本主義 危機か繁栄か』、東洋経済新報社、2001年)
- (14) アメリカの国債の最大の保有国は、2008年、日本を抜いて中国になった。アメリカによる人民元高是正の要求は、トーンダウンしている。